

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休息日
の翌日）

目次

◇告 示 農業振興地域整備計画の変更（農政課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて同意を求めるための発起人の届出（ウ）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

告 示

鳥取県告示第四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

示する。

その変更後の計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成五年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更に係る計画の名称

広域整備計画（広域管農団地関連家畜市場整備計画）

二 変更に係る計画の対象地域

鳥取農業振興地域、倉吉農業振興地域、国府農業振興地域、岩美農業振興地域、福部農業振興地域、那家農業振興地域、船岡農業振興地域、河原農業振興地域、八東農業振興地域、若桜農業振興地域、用瀬農業振興地域、佐治農業振興地域、智頭農業振興地域、気高農業振興地域、鹿野農業振興地域、青谷農業振興地域、羽合農業振興地域、泊農業振興地域、東郷農業振興地域、三朝農業振興地域、関金農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域及び赤碓農業振興地域

鳥取県告示第四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係

る同意については、審査した結果同法第八條の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同法第五項において準用する同法第五條の二第四項の規定により告示する。

平成五年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
酒津加入区	漁業災害補償法第四條第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第四十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八條の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項

漁業者調書の縦覧

発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
芳 尾 力 気高郡気高町大字八束水一五六一	浜村加入区	漁業災害補償法第四條第二号に掲げる漁業	浜村漁業協同組合	平成五年一月二十二日から二月五日まで
気高郡気高町大字八束水二七〇六 浜 田 忠 気高郡気高町大字八束水一五七四 浜 辺 正 美				

鳥取県告示第四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第三十六條第三項の規定により告示する。

平成五年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年九月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第三百七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字穴以後

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年一月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成五年一月二十八日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県指定保護文化財の指定について

2 その他